

危険ブロック塀等撤去補助金

担当 建築住宅課

☎046(252)7396
FAX 046(252)3550

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀（コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、門柱）などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせください。

○対象 次の全てに該当するもの

- ・道路からの高さを6センチメートル未満にする工事（道路に面さない部分は対象外）
- ・申請者がブロック塀の所有者である
- ・ブロック塀等点検表で危険と判断される

○申請方法 市役所4階建築住宅課で配布する申請書、点検表（市ホームページからダウンロード可）、案内図、塀の位置・延長・高さを記入した図面、現況写真、撤去の見積書写しを直接担当へ

座間市民健康マラソン 大会協賛企業募集

担当

スポーツ課

☎046(252)8177
FAX 046(252)3550
✉sport@city.zama.kanagawa.jp

座間市民健康マラソン大会の協賛団体・企業などを募集します。

種別	内容	特典
特別協賛	下記①②の両方の協賛 ①大会参加者約600人分の参加賞の提供（チラシ・リーフレットなどを除く。割引券・招待券などは可） ②抽選会用品（原価換算3千円以上）の提供または協賛金（103千円）	<ul style="list-style-type: none"> ・当日会場にPR（販売）ブースの設置（テント2メートル×2メートル） ・当日会場にのぼり旗の設置（10本まで。作成は自己負担） ・完走賞（カラー刷り）に、商標・社名ロゴを掲載 ※一般協賛の特典も受けられます。
一般協賛	上記①②のいずれかの協賛	<ul style="list-style-type: none"> ・参加募集チラシ（カラー印刷）に、企業名を掲載 ・大会ホームページ（市ホームページ内）に商標・社名ロゴなどを掲載 ・当日会場でチラシを参加者全員に配布

○申込方法 8月31日（火）までに申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、〒252-1856座間市役所スポーツ課宛てに郵送、ファクス、電子

メールまたは直接担当へ
※広告データの納入期限は9月10日（金）。協賛金・物品の納入期限は11月12日（金）。振込手数料は自己負担。

本はともだちブック トーク「犬のしぐみ」

担当

市公民館

☎046(252)3131
FAX 046(252)2776

○とき 9月12日（日）午後1時30分～3時

○内容 親子で絵本を読むことの楽しさと大切さを学ぶ

○対象 小学生以下の子どもとその保護者

○申込方法 9月11日（土）までに電話、ファクスまたは直接同館へ

最近の消費生活相談事例

担当

広聴人権課

☎046(252)8495
FAX 046(252)0220

次のような相談事例が増えています。消費生活について困ったときは、消費生活センターへご相談ください。

◆事例1 「1日数分の作業で高額収入を得られる」と強調された広告を見て連絡した。高額な契約をすれば副業や投資などでもうけることができるノウハウ（情報商材）を教えると言われ契約したが、実際は説明とは異なりもうけることができない。

◆事例2 「未納料金がありません。料金を未納の状態がこのまま続く場合は、法的措置を取ります」という内容のメールやショートメッセージが届いたが、身に覚えがない（最近、大手通販サイトなど、実在の事業者をかたる場合も増えています）。

◆事例3 「ご利用ください消費生活センター」消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、商品やサービスの苦情や事業者とのトラブルの相談、問い合わせなどを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

◆事例4 振込場所を指示されても応じないようにしてしまう（支払い手段としてプリペイドカードを購入させるなどの指示をされる場合もあります）。

◆事例5 午後のみ。○相談方法 電話で同センターへ

○専用電話 ☎046(252)8490（受付時間外は☎188へ）

○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

○耐震改修工事を実施する方 現場立ち会い費用の2分の1（上限3万円）と耐震工事費用の2分の1（上限50万円）、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1

○持ち物 受付後に市が送

○相対員 神奈川建築士事務所協会 座間支部会

場合によっては個人情報伝えないようにしましょう。証拠は保管し、悪質な請求を受けた場合は警察に届け出ましょう。

○受付時間 月曜～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時（年末年始・祝・休日を除く）

○相談方法 電話で同センターへ

○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

○耐震改修工事を実施する方 現場立ち会い費用の2分の1（上限3万円）と耐震工事費用の2分の1（上限50万円）、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1

○持ち物 受付後に市が送

○相対員 神奈川建築士事務所協会 座間支部会

○事例2 「未納料金がありません。料金を未納の状態がこのまま続く場合は、法的措置を取ります」という内容のメールやショートメッセージが届いたが、身に覚えがない（最近、大手通販サイトなど、実在の事業者をかたる場合も増えています）。

◆事例1 「1日数分の作業で高額収入を得られる」と強調された広告を見て連絡した。高額な契約をすれば副業や投資などでもうけることができるノウハウ（情報商材）を教えると言われ契約したが、実際は説明とは異なりもうけることができない。

◆事例2 「未納料金がありません。料金を未納の状態がこのまま続く場合は、法的措置を取ります」という内容のメールやショートメッセージが届いたが、身に覚えがない（最近、大手通販サイトなど、実在の事業者をかたる場合も増えています）。

○内容 学校における「いじめ」や家庭内にお



子どもの人権110番 強化週間に電話相談受付

担当 広聴人権課

☎046(252)8087
FAX 046(252)0220

横浜地方方法務局と、県人権擁護委員連合会による電話相談を受け付けます。

○とき 8月27日（金）

○費用 無料

○電話番号 ☎0120(007)110（通話料無料）

○内容 学校における「いじめ」や家庭内にお

ける児童虐待など、子どもに関わる心配事や困っていることを相談する

○申し込み 9月2日（木）午前8時30分～午後7時（土曜・日曜日は午前10時～午後5時）

○申し込み 9月2日（木）午前8時30分～午後7時（土曜・日曜日は午前10時～午後5時）

○申し込み 9月2日（木）午前8時30分～午後7時（土曜・日曜日は午前10時～午後5時）

○申し込み 9月2日（木）午前8時30分～午後7時（土曜・日曜日は午前10時～午後5時）

○申し込み 9月2日（木）午前8時30分～午後7時（土曜・日曜日は午前10時～午後5時）

○申し込み 9月2日（木）午前8時30分～午後7時（土曜・日曜日は午前10時～午後5時）

○申し込み 9月2日（木）午前8時30分～午後7時（土曜・日曜日は午前10時～午後5時）